

「消費者問題シンポジウム in さいたま」実施報告

平成 31 年 3 月 27 日
消費者委員会事務局

- 開催日時 平成 31 年 3 月 9 日 (土) 13:30~16:30
- 開催場所 浦和コミュニティセンター第 15 集会室
(さいたま市浦和区東高砂町 11-1)
- 主催 内閣府消費者委員会、埼玉県消費者団体連絡会
- 後援 埼玉県、さいたま市、埼玉県警察本部、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、
(一社) 埼玉県労働者福祉協議会、埼玉県労働者福祉共済会、
(一財) 埼玉県民生委員・児童委員協議会、(一社) 埼玉県医師会、
(公社) 埼玉県社会福祉士会、(社福) 埼玉県社会福祉協議会、
(公財) 埼玉県老人クラブ連合会、(公社) 埼玉県防犯協会連合会、
連合埼玉退職者協議会、埼玉県消費生活コンサルタントの会、
NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会、埼玉県生活協同組合連合会、
新日本婦人の会埼玉県本部、埼玉県地域婦人会連合会、
埼玉公団住宅自治会協議会、埼玉母親大会連絡会、
さいたま市消費者団体連絡会

○参加人数 約 90 人 (関係者含む。)

○プログラム

公開シンポジウム「高齢者の消費者被害の防止に向けて」

司会進行

二之宮 義人 内閣府消費者委員会事務局長

1. 開会挨拶

大久保 美紀 埼玉県生活協同組合連合会常務理事

2. 基調講演「消費者委員会の活動と高齢者の消費者被害の防止」

講師：高 巖 内閣府消費者委員会委員長、麗澤大学大学院経済研究科教授

3. 報告「消費者被害防止サポーター活動推進事業と高齢者等見守り促進事業」

報告者：青木 和彦 埼玉消費者被害をなくす会統括員

4. パネルディスカッション

コーディネーター：池本 誠司 内閣府消費者委員会 委員長代理、弁護士

パネリスト：尾原 知明 消費者庁消費者教育・地方協力課長

神野 直弘 こうの市民法律事務所、弁護士

田中 誠 埼玉県県民生活部消費生活課長

村上 文子 埼玉県消費生活支援センター所長

○パネルディスカッションの概要

「高齢者の消費者被害の防止に向けて」をテーマに、埼玉県内の高齢者の消費者被害の事例紹介ののちに、高齢消費者の被害防止や見守りに取り組んでいる方々の取組状況や感じている課題等を御議論いただいた。また、そのような取り組みを進めるために必要な財源や人員配置等について御議論いただいた。

<主なコメント>

- ・ 埼玉県消費生活支援センターの被害防止に向けた取り組みとして、被害事例などを「彩の国くらしレポート」（年4回）や、県の広報誌「彩の国だより」に掲載し、配布している。また、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携して消費生活に関する講座を開催している。市町村のセンターでは、注意喚起のチラシを回覧板で回したり、市内放送などを流したりしている例がある。
- ・ 高齢化が進み、認知症になられた方からの消費生活センターに寄せられる相談のうち、御本人からの相談は2割以下となり、大多数は周りの方が気づいて相談するというデータが出ている。平成26年の消費者安全法の改正により、消費者暗線確保地域協議会という見守りネットワークを法的に設置することが可能となったので、平時においても地域が力を高めていき、その活動に参加する方々にもプラスになるような仕組みとして活用していただきたい。
- ・ 埼玉県は、消費部門と福祉部門の連携事業として、高齢者の消費者被害防止フォーラムを毎年開催している。また今年度から消費者問題にあまりなじみがない福祉部門の方々を中心として市町村から要望のあった福祉見守り担当者講座を、埼玉県消費者被害をなくす会に委託をして始めた。今後もこれらの事業を重点的に取り組むことで、最終結果として消費者安全確保地域協議会の設置につなげたい。
- ・ 埼玉弁護士会は、消費者被害の取り組みの一つとして、国や県などにさまざまな意見書を提出しているが、この流れの中で、埼玉県議会に対して国に意見書を提出していただくように要望、働きかけを行った結果、平成30年7月6日に埼玉県議会から国への「地方消費者行政体制の充実強化を求める意見書」というものの提出につながった。このほか、本シンポジウムにも弁護士会として後援させていただいているが、昨年6月16日もシンポジウムを開催しており、継続的にこういった地域連携をしていこうという活動をしている。
- ・ 従前あった地方消費者行政推進交付金が10分の10という形で非常に使い勝手がよかったものが、今年度から創設された地方消費者行政交付金は基本的には対象経費の2分の1を自治体で持ってこないと使えないというものになってしまっている。全額国庫交付金は一定金額を今後も継続してもらいたい。
- ・ 推進交付金も2分の1の補助であった。県と市町村とを合計して2分の1になっていればよいという制度であったので、財政事情が厳しい市町村には県が市町村負担分を出し、10分の10の補助にしていたというのが実態。そういう制度だとわかっていて県が

市町村に対して10分の10でできると勧めるのはありだと思うが、それを以前は消費者庁が10分の10を出していたという説明は誤解である。ただし、新しい課題も出てきているので、引き続き知恵を絞って予算要求はしていかななくてはならないと思っている。

- ・ 消費者行政は自治事務であり、自治事務の場合、総務省が基準財政需要額というものを算出して、地方交付税措置をされている。地方消費者行政の基準財政需要額は、以前は90億円だったものが今は270億円と3倍になっているのだが、地方公共団体の自主財源がほぼ横ばいとなっているところが本質的な問題だと思う。現在大臣はじめ消費者庁幹部が全国の知事や副知事に地方消費者行政に御配慮いただけるように、説明に回っている。
- ・ 消費者教育という点で消費者庁が「社会への扉」を県の教育局へ活用を働きかけたところ、県内の公立高校で配布され授業で活用されたということだが、消費者庁が働きかけたというのが重要であったと思う。そうだとすると、予算や人員についても、文書で各地方に依頼をするだけでなく、ぜひ足を運んでいただき働きかけていただきたい。また、地域の住民、消費者団体、弁護士会は、しっかりと予算と人を消費者行政へ注ぐように声を上げ続けていく必要がある。

○岩岡宏保埼玉県消費者団体連絡会事務局長からのシンポジウム総括

消費者庁ができて10年で、これからの消費者行政予算というのは少しいままでとが違いうように変化していくと思うと、消費者団体が何も言わないとどんどん予算が減っていつてしまわないかと受け止めた。きちんと消費者団体として連携をして発信をしていかなければならない。

埼玉県からの受託事業としてサポーター養成講座をやっているが、サポーターを養成するというだけでなく、そのサポーターたちが市町村で活動できる場をどうように作っていくのかきちんと体制をとって受託事業の中に入れていくということが最大の特徴であり、素晴らしい中身だと思っている。こういう受託事業をとおして新しい消費者グループができていくという動きにもつながっていくので、先進事例として消費者庁から全国に紹介していただきたい。また、そういうからには、自分たちも引き続き十分やらなければならないと思っている。

以上